

移住支援金交付申請書兼実績報告書に伴う誓約事項

- 1 移住支援金に関する報告及び立入調査について、熊本県及び熊本市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 居住地等その他移住支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類（以下「個人情報の取扱い」に記載のある内容）を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）並びに熊本市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から 3 年未満に熊本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職（要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「就業に関する要件」のみ）を辞した場合：全額
 - （4）県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に熊本市以外の市区町村に転出した場合：半額

【個人情報の取扱い】

熊本県及び熊本市は、移住支援金の交付に際して得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項の個人情報をいう。以下同じ。）について、個人情報保護法に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

熊本県及び熊本市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

熊本県及び熊本市は、移住支援金に係る要件確認及び返還事由の該当有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業等に確認する場合があります。

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名